

初任者 & 実務者研修 受講費用 を最大5万円[※] 助成します



先着順

予算がなくなり次第終了

申請期間：令和8年5月11日～令和9年3月5日

※助成額は、研修受講費用の1/2（100円未満切り捨て）又は補助上限額（初任者研修は3.5万円、実務者研修は5万円）のうち、いずれか低い額

補助対象者

次の1～6すべての要件を満たす方

- 1 過去1年2か月以内に介護職員初任者研修又は実務者研修を修了し、受講料の支払いが済んでいること
- 2 介護保険サービス事業所に、新たに就労して3か月以上継続して就労していること
※姫路市外に居住している場合は、姫路市内の介護保険サービス事業所に雇用されている方に限ります。
- 3 申請時に介護保険サービス事業所に就労していること
- 4 他に介護職員初任者研修又は実務者研修受講費用の補助を受けていないこと
※ハローワークの教育訓練給付金等との併用はできません。詳細は介護保険課へお問い合わせください。
- 5 住民税の滞納がないこと
- 6 暴力団員でないこと

申請方法

必要な書類※をそろえて、姫路市役所介護保険課（本庁舎2階）へ提出してください。

※ 必要な書類は、介護保険課窓口で配布するほか、ホームページにも掲載しています。

兵庫県内で介護職員
養成研修を行っている
事業所はコチラ



※ ひとり親家庭の方を対象とした研修受講費用助成や受講費無料（教材費のみ自己負担）の介護職員初任者研修が開催される場合があります。詳しくはこども支援課（☎079-221-2132）へお問い合わせください。

姫路市役所介護保険課

姫路市安田四丁目1番地（本庁舎2階）

☎079-221-2923（月～金/9:00～17:00）祝休日・年末年始を除く

姫路市 介護 研修 補助

検索



●介護職員養成研修補助金手続きの流れ●

